

調査項目	細別		
I. 施工体制	1. 施工体制一般		
	対象項目	評価項目	評価対象項目
		1	施工プロセスチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
		2	施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
		3	作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
		4	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
		5	元請負人が下請負人の作業成果を検査している。
		6	施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
		7	緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
		8	現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
		9	工場製作期間における技術者を適切に配置している。
		10	機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。
		11	電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。
		12	その他( )
		13	その他( )
	14	施工体制一般に関して、工事改善勧告書を出した。	
	15	施工体制一般に関して、工事改善指示書を出した。	
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。		
対象項目数	● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100		
評価値	● 評価基準		
評価	評価値が90%以上 …………… a 適切である。		
加減点	評価値が80%以上90%未満 …………… b ほぼ適切である。		
	評価値が80%未満 …………… c 他の評価に該当しない。		
	「14」の項目に該当 …………… d やや不適切である。		
	「15」の項目に該当 …………… e 不適切である。		
	● 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でも b評価とする。		
	● 対象項目数が2以下の場合は c評価とする。		
II. 配置技術者(現場代理人等)	対象項目	評価項目	評価対象項目
	【全体を評価する項目】		
		1	施工プロセスチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
		2	作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
	【現場代理人を評価する項目】		
		3	現場代理人が、工事全体を把握している。
		4	設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
		5	監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
	【監理(主任)技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする		
		6	共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
		7	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
		8	施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
		9	下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
		10	監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
	【システム設計技術者を評価する項目】		
	11	設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認および個別装置の設計検証、性能検証等のシステム設計管理を適切に行った。	
	12	監督員との設計協議、受注者が行う工場検査、市が行う工場製品確認に全て臨場した。	
	13	その他( )	
	14	配置技術者に関して、工事改善勧告書を出した。	
	15	配置技術者に関して、工事改善指示書を出した。	
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。		
対象項目数	● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100		
評価値	● 評価基準		
評価	評価値が90%以上 …………… a 適切である。		
加減点	評価値が80%以上90%未満 …………… b ほぼ適切である。		
	評価値が50%以上80%未満 …………… c 他の評価に該当しない。		
	評価値が50%未満、または、		
	「14」の項目に該当 …………… d やや不適切である。		
	「15」の項目に該当 …………… e 不適切である。		
	● 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でも b評価とする。		
	● 対象項目数が2以下の場合は c評価とする。		

2. 施工状況 1. 施工管理

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	施工プロセスチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
	2	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
	3	現場条件の変化に対して、適切に対応している。
	4	工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
	5	日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
	6	日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
	7	現場内の整理整頓を日常的に行っている。
	8	指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。
	9	工事打合せ簿を、過不足無く整理している。
	10	建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
	11	工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
	12	電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。
	13	その他( )

	14	施工管理に関して、工事改善勧告書を出した。
	15	施工管理に関して、工事改善指示書を出した。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
評価値		● 評価基準
評価		評価値が90%以上 ..... a 適切である。
加減点		評価値が80%以上90%未満 ..... b ほぼ適切である。
		評価値が80%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
		「14」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
		「15」の項目に該当 ..... e 不適切である。
		● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。
		● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

II. 工程管理

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	施工プロセスチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
	2	工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。
	3	フォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
	4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
	5	時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
	6	工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
	7	適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
	8	施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
	9	計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
	10	その他( )
	11	工程管理に関して、工事改善勧告書を出した。
	12	工程管理に関して、工事改善指示書を出した。

評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
評価値		● 評価基準
評価		評価値が90%以上 ..... a 適切である。
加減点		評価値が80%以上90%未満 ..... b ほぼ適切である。
		評価値が80%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
		「11」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
		「12」の項目に該当 ..... e 不適切である。
		● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。
		● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

III. 安全対策

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	施工プロセスチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
	2	災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
	3	安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。
	4	新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
	5	工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
	6	過積載防止に取り組んでいる。
	7	仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
	8	保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
	9	地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
	10	その他( )
	11	安全対策に関して、工事改善勧告書を出した。
	12	安全対策に関して、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が90%以上 ..... a 適切である。
  - 評価値が80%以上90%未満 ..... b ほぼ適切である。
  - 評価値が80%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「11」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
  - 「12」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
- 安全対策の不備により重大な災害を受けた場合は、下検査員・II.施工状況・III.安全対策「9」の項目で評価する。

IV. 対外関係

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	施工プロセスチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
	2	関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
	3	地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
	4	第三者からの苦情が無い、もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
	5	関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
	6	工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
	7	その他( )
	8	対外関係に関して、工事改善勧告書を出した。
	9	対外関係に関して、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が90%以上 ..... a 適切である。
  - 評価値が80%以上90%未満 ..... b ほぼ適切である。
  - 評価値が80%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「8」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
  - 「9」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

3. 出来形及び出来ばえ

1. 出来形(機械設備工事)  機械設備工事 /  電気設備工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 据付に関する出来形管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。
		2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
		3 施工管理に係る撮影記録が写真撮影要領を満足している。
		4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
		5 不可視部分の出来形を写真撮影している。
		6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
		7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
		8 受注者の管理基準に基づき管理している。
		9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
		10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
		11 その他( )
		12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
		13 工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が80%以上 ..... a 適切である。
  - 評価値が60%以上80%未満 ..... b ほぼ適切である。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「12」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
  - 「13」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が5以下の場合には評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

1. 出来形(電気設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 据付に関する出来形管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。
		2 機器等の測定(試験)結果が、その都度施工管理記録に記録され、適切に管理している。
		3 不可視部分の出来形を写真撮影している。
		4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
		5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
		6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
		7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
		8 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。
		9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
		10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		11 受注者の管理基準に基づき管理している。
		12 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。
		13 高温部等や危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。
		14 その他( )
		15 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
		16 工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が80%以上 ..... a 適切である。
  - 評価値が60%以上80%未満 ..... b ほぼ適切である。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「15」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
  - 「16」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が7以下の場合には評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

II. 品質(機械設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	2	設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
	3	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
	4	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
	5	溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
	6	塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
	7	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。
	8	操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
	9	小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
	10	設備の取扱説明書を適切に作成している。
	11	完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
	12	機器の配置について、点検しやすくしている。
	13	設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。
	14	二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
	15	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
	16	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
	17	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
	18	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	19	現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
	20	その他( )
	21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
	22	工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が80%以上 ..... a 適切である。
  - 評価値が60%以上80%未満 ..... b ほぼ適切である。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「21」の項目に該当 ..... d やや不適切である。
  - 「22」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が9以下の場合には評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

II. 品質(電気設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
		2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む。)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		3 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
		4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
		5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
		6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
		8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
		10 設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む。))の場合は、修正又は更新している。
		11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
		12 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
		13 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。
		14 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
		15 その他( )
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
		17 工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100  
ただし、主査等・1.施工体制 II.配置技術者(現場代理人等)「9」、3.出来形及び出来ばえ II.品質(電気設備工事)「1」、「10」、「11」に、対象かつ評価しない項目がある場合は、上式で算出した評価値に0.90を乗ずるものとする。
- 評価基準  
 評価値が80%以上 ..... a 適切である。  
 評価値が60%以上80%未満 ..... b ほぼ適切である。  
 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。  
 「16」の項目に該当 ..... d やや不適切である。  
 「17」の項目に該当 ..... e 不適切である。
- 対象項目数が9以下の場合は評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

5. 創意工夫

評価項目	評価対象項目
【施工】	
1	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
2	コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫
7	照明などの視界の確保に関する工夫
8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
9	運搬車両、施工機械等に関する工夫
10	支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
15	ICT活用工事加算として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く。) ※本項目は1点の加算とする。
16	ICT活用工事加算として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 ※本項目2点の加算とする。
17	特殊な工法や材料を用いた工事
18	優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
【品質】	
1	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
2	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
3	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
4	配筋、溶接作業等に関する工夫
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
【安全衛生】	
1	建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加算とする。
2	安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)
3	安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
4	現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫
5	有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫
6	一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫
7	厳しい作業環境の改善に関する工夫
8	環境保全に関する工夫
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
【働き方改革】	
1	週休2日(4週8休以上)の確保に向けた、他の模範となるような企業の取り組みが図られている。
2	各部の定めたる要領に基づいて、完全週休2日(土日)を達成している。 ※1番を評価する場合、本項目は評価できません。
3	若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。
(評価理由)具体的な取組内容	

評価項目	評価対象項目
【その他】	
1	その他( )
2	その他( )
3	その他( )
4	その他( )
5	その他( )
6	その他( )
7	その他( )

加減点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する。</li> <li>● 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</li> <li>● 原則として、説明資料(創意工夫・社会性等に関する実施状況)の提出が無いものは評価しない。</li> <li>● 評価は各項目において1つ〇が付されれば1点で評価する。最大7点の加点評価とする。</li> <li>● 評価する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によっては、それ以上の点数を与えても良い。</li> <li>● 上記の項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。</li> </ul>
-----	--

審査項目	細別																									
2. 施工状況	II. 工程管理																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>その他( )</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価対象項目	1	隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	2	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	3	工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。	4	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	5	現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。	6	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	7	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	8	設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。	9	その他( )	10	自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。	11	受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。
	評価項目	評価対象項目																								
	1	隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。																								
	2	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。																								
	3	工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。																								
	4	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。																								
	5	現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。																								
	6	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。																								
	7	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。																								
	8	設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。																								
	9	その他( )																								
10	自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。																									
11	受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。																									
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。																									
評価	● 評価基準																									
加減点	評価項目数が5以上 ..... a 優れている。 評価項目数が3以上4以下 ..... b やや優れている。 評価項目数が2以下 ..... c 他の評価に該当しない。 「10」の項目に該当 ..... d やや劣っている。 「11」の項目に該当 ..... e 劣っている。																									
	III. 安全対策																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他( )</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>安全対策の不備により重大な災害を受けた。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価対象項目	1	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	2	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。	3	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。	4	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	5	災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。	6	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。	7	その他( )	8	安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	9	安全対策の不備により重大な災害を受けた。				
	評価項目	評価対象項目																								
	1	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。																								
	2	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。																								
	3	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。																								
	4	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。																								
	5	災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。																								
	6	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。																								
	7	その他( )																								
	8	安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。																								
	9	安全対策の不備により重大な災害を受けた。																								
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。																									
評価	● 評価基準																									
加減点	評価項目数が5以上 ..... a 優れている。 評価項目数が3以上4以下 ..... b やや優れている。 評価項目数が2以下 ..... c 他の評価に該当しない。 「8」の項目に該当 ..... d やや劣っている。 「9」の項目に該当 ..... e 劣っている。																									

4. 工事特性 1. 施工条件等への対応

評価項目		評価対象項目
I 構造物の特殊性への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば4点の加点とする。】		
1	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	
2	対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	
3	その他( )	
		(評価理由)
評価項目		評価対象項目
II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば6点の加点とする。】		
1	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	
2	周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	
3	周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	
4	現道上での交通規制に大きく影響する工事	
5	事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事	
6	施工箇所が広範囲にわたる工事	
7	その他( )	
		(評価理由)
評価項目		評価対象項目
III 厳しい自然・地盤条件への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば4点の加点とする。】		
1	特殊な地盤条件への対応が必要な工事	
2	雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	
3	被災箇所の措置や急峻な地形、土石流危険渓流内及び急傾斜地崩壊危険区域内での工事	
4	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
5	維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事	
6	その他( )	
		(評価理由)
評価項目		評価対象項目
IV 長期工事における安全確保への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば6点の加点とする。】		
1	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く。) ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。	
2	その他( )	
		(評価理由)

加 減 点

- 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。
- 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- 評価にあたっては、主査等の意見も参考に評価する。

6. 社会性等	1. 地域への貢献等	評価項目		評価対象項目			
		1	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。				
		2	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。				
		3	定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。				
		4	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。				
		5	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。				
		6	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。				
		7	その他( )				
		評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。				
		評価加減点	● 評価基準 評価項目数が4以上 ..... a 優れている。 評価項目数が3 ..... a' b より優れている。 評価項目数が2 ..... b やや優れている。 評価項目数が1 ..... b' c より優れている。 評価項目数が0 ..... c 他の評価に該当しない。				
7. 法令遵守等	評価項目		措置内容				
	1	本件工事に関して指名停止3 か月以上又は入札参加除外			【 -10点】		
	2	本件工事に関して指名停止2 か月以上3 か月未満			【 -8点】		
	3	本件工事に関して指名停止1 か月以上2 か月未満			【 -6点】		
	4	本件工事に関して指名停止1か月未満			【 -5点】		
	5	本件工事に関して吹田市指名停止措置要領上の警告			【 -4点】		
	6	本件工事に関して吹田市指名停止措置要領上の注意喚起			【 -2点】		
	7	工事改善指示書の発行			【 -4点】		
	8	工事改善勧告書の発行			【 -2点】		
	9	工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、工事改善勧告書の発行以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)			【 -1点】		
	10	その他( )			【 - 点】		
	11	該当なし			【 0点】		
		(評価理由)					
加減点	● 法令遵守等で減点を行った場合は評価理由を記入すること。						

調査項目		細別
2. 施工状況		1. 施工管理
対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	工事請負契約書第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
	2	施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
	3	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
	4	現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
	5	工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。
	6	立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
	7	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
	8	施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
	9	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。
	10	品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
	11	工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。
	12	受注者の管理基準の設定、管理方法が工程毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。
	13	電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。
	14	その他( )
	15	施工管理について、工事改善勧告書を出した。
	16	施工管理について、工事改善指示書を出した。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。</li> <li>● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100</li> <li>● 評価基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が90%以上 ..... a 適切である。</li> <li>評価値が80%以上90%未満 ..... b ほぼ適切である。</li> <li>評価値が80%未満 ..... c 他の評価に該当しない。</li> <li>「15」の項目に該当 ..... d やや不適切である。</li> <li>「16」の項目に該当 ..... e 不適切である。</li> </ul> </li> <li>● 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。</li> <li>● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。</li> </ul>
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

3. 出来形及び出来ばえ

1. 出来形(機械設備工事)  機械設備工事 /  電気設備工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 据付に関する出来形管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。
		2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
		3 施工管理に係る撮影記録が写真撮影要領を満足し、出来形の確認ができる。
		4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
		5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
		6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
		7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
		8 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
		9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
		10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
		11 その他( )
		12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
		13 出来形の測定方法及び測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目:評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数/対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が90%以上 ..... a 優れている。
  - 評価値が80%以上90%未満 ..... a' b より優れている。
  - 評価値が70%以上80%未満 ..... b やや優れている。
  - 評価値が60%以上70%未満 ..... b' c より優れている。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「12」の項目に該当 ..... d
  - 「13」の項目に該当 ..... e
- 対象項目数が8以下の場合には評価値が90%以上でもa'評価、対象項目数が6以下の場合には評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

1. 出来形(電気設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 据付に関する出来形管理が、施工管理記録、写真等の資料により確認できる。
		2 機器等の測定(試験)結果が、その都度施工管理記録として記録され、適切に管理している。
		3 写真撮影要領の管理項目を満足している。
		4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
		5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
		6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
		7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
		8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
		9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
		10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		11 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
		12 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。
		13 高温部等や危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。
		14 その他( )
		15 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
		16 出来形の測定方法及び測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目:評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数/対象項目数) × 100
- ただし、主査等・I.施工体制 II.配置技術者(現場代理人等)の「9」が対象かつ評価しない項目である場合は、上式で算出した評価値に0.90を乗ずるものとする。
- 評価基準
  - 評価値が90%以上 ..... a 優れている。
  - 評価値が80%以上90%未満 ..... a' b より優れている。
  - 評価値が70%以上80%未満 ..... b やや優れている。
  - 評価値が60%以上70%未満 ..... b' c より優れている。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「15」の項目に該当 ..... d
  - 「16」の項目に該当 ..... e
- 対象項目数が9以下の場合には評価値が90%以上でもa'評価、対象項目数が6以下の場合には評価値が80%以上でもb評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

II. 品質(機械設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。
	2	設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
	3	設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
	4	機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
	5	溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
	6	塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
	7	操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。
	8	操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
	9	小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
	10	設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
	11	完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
	12	機器の配置について、点検しやすいことが確認できる。
	13	設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。
	14	二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
	15	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
	16	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
	17	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
	18	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	19	現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	20	その他( )
	21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 評価基準
  - 評価値が90%以上 ..... a 優れている。
  - 評価値が80%以上90%未満 ..... a' bより優れている。
  - 評価値が70%以上80%未満 ..... b やや優れている。
  - 評価値が60%以上70%未満 ..... b' cより優れている。
  - 評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。
  - 「21」の項目に該当 ..... d
  - 「22」の項目に該当 ..... e
- 対象項目数が13以下の場合は評価値が90%以上でもa'評価、対象項目数が10以下の場合は評価値が80%以上でもb'評価とする。
- 対象項目数が2以下の場合はc'評価とする。

II. 品質(電気設備工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
	2	材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む。)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	3	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
	4	操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
	5	ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
	6	設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	7	操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
	8	設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	9	現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
	10	設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む。))の場合は、修正又は更新していることが確認できる。
	11	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
	12	設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
	13	障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。
	14	設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。
	15	その他( )
	16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
	17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。

評価項目数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。</li> <li>● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100</li> <li>ただし、主査等・I.施工体制 II.配置技術者(現場代理人等)の「9」が対象かつ評価しない項目である場合は、上式で算出した評価値に0.90を乗ずるものとする。</li> <li>● 評価基準                     <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が90%以上 ..... a 優れている。</li> <li>評価値が80%以上90%未満 ..... a' bより優れている。</li> <li>評価値が70%以上80%未満 ..... b やや優れている。</li> <li>評価値が60%以上70%未満 ..... b' cより優れている。</li> <li>評価値が60%未満 ..... c 他の評価に該当しない。</li> <li>「16」の項目に該当 ..... d</li> <li>「17」の項目に該当 ..... e</li> </ul> </li> <li>● 対象項目数が1以下の場合には評価値が90%以上でもa'評価、対象項目数が6以下の場合には評価値が80%以上でもb'評価とする。</li> <li>● 対象項目数が2以下の場合にはc'評価とする。</li> </ul>
対象項目数	
評価値	
加減点	

III. 出来ばえ(機械設備工事)

評価項目	評価対象項目
	1 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
	2 きめ細かな施工がなされている。
	3 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
	4 溶接、塗装、組立等にあって、細部に渡る配慮がなされている。
	5 全体的な美観が良い。

評価項目数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。</li> <li>● 評価基準                     <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目数が4以上 ..... a 優れている。</li> <li>評価項目数が3 ..... b やや優れている。</li> <li>評価項目数が2 ..... c 他の評価に該当しない。</li> <li>評価項目数が1以下 ..... d 劣っている。</li> </ul> </li> </ul>
評価値	
加減点	

III. 出来ばえ(電気設備工事)

評価項目	評価対象項目
	1 きめ細かな施工がなされている。
	2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
	3 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
	4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
	5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
	6 全体的な美観が良い。

評価項目数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。</li> <li>● 評価基準                     <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目数が5以上 ..... a 優れている。</li> <li>評価項目数が4 ..... b やや優れている。</li> <li>評価項目数が3 ..... c 他の評価に該当しない。</li> <li>評価項目数が2以下 ..... d 劣っている。</li> </ul> </li> </ul>
評価値	
加減点	